

議案第8号

阿見町監査委員条例の一部改正について

阿見町監査委員条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月21日提出

阿見町長 千 葉 繁

阿見町監査委員条例の一部を改正する条例

阿見町監査委員条例(平成13年阿見町条例第30号)の一部を次のように改正する。

第4条及び第7条中「第243条の2の2」を「第243条の2の8」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

阿見町監査委員条例新旧対照表

| 現行  | 改正後   | 備考 |
|---|---|----|
| <p>(請求又は要求に基づく監査の期限)</p> <p><b>第4条</b> 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項、<b>第243条の2の2</b>第3項又は公企法第27条の2第1項若しくは第34条の規定による監査の請求又は要求があった場合において監査を行うときは、当該請求又は要求があった日から60日以内に監査を行わなければならない。ただし、特別の事由があると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(職員の賠償責任の監査及び審査の期限)</p> <p><b>第7条</b> 監査委員は、法<b>第243条の2の2</b>第3項若しくは第8項後段又は公企法第34条の規定による監査又は審査の結果報告書又は意見書を、監査又は審査に付された日から20日以内に、要求のあった機関に提出しなければならない。ただし、特別の事由があると認められるときは、この限りでない。</p> | <p>(請求又は要求に基づく監査の期限)</p> <p><b>第4条</b> 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項、<b>第243条の2の8</b>第3項又は公企法第27条の2第1項若しくは第34条の規定による監査の請求又は要求があった場合において監査を行うときは、当該請求又は要求があった日から60日以内に監査を行わなければならない。ただし、特別の事由があると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(職員の賠償責任の監査及び審査の期限)</p> <p><b>第7条</b> 監査委員は、法<b>第243条の2の8</b>第3項若しくは第8項後段又は公企法第34条の規定による監査又は審査の結果報告書又は意見書を、監査又は審査に付された日から20日以内に、要求のあった機関に提出しなければならない。ただし、特別の事由があると認められるときは、この限りでない。</p> |    |

## 議案第8号 説明資料

### 【主な改正の理由】

改正地方自治法(以下「改正法」という。)の施行に伴い、引用条文に条ずれが生じるため、所要の改正を行うもの。

### 【改正の概要】

第4条及び第7条において、職員の賠償責任に係る規定である地方自治法第243条の2の2を引用していたところ、改正法においては当該規定が第243条の2の8に改められたため、本条例においても改正法による新たな条番号に改めるもの。

### 【改正に伴う事務等への影響】

当該引用部分の条番号以外の改正は行われなかったため、事務等への影響はない。